○農林水産省告示第千三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡鮫川村大字西山字発地岡一六八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字前折戸一三四、一三六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字早坂五九〇八の八五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字丸山五六五、五六七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字栃窪山六五六一、六五六二、六五六六、六五六七、六五六八の一、六五六八の二、六五六九から六五七八まで、六五七九の一二から六五七九の二四まで、六五七九の三二から六五七九の三六まで、六五八〇の一、六五八〇の二、六五八一から六五八三まで、六五八五、六五八七、六五八八の一、六五八八の二、六五八九、六五九〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字栃窪山六五九九の二、六六〇〇から六六〇二まで、六六〇四、六六〇五の一、六六〇五の二、六六〇六の二、六六〇七の二、字前志多山六四九七、六五三七の二、六五四一、六五四二、六五四六の一、六五四六の二、六五四七、六五四八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年六月十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県相馬郡飯舘村蕨平字風兼一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字風兼一九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び飯舘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十二日

国土交通大臣　石井　啓一